

サイエンス友の会 科学技術館ファミリー 会則

(名称)

第1条 本会は、サイエンス友の会 科学技術館ファミリーと称し、公益財団法人 日本科学技術振興財団(以下、当財団)が運営する

(目的)

第2条 本会は、年間をとおして科学技術館の展示の見学や教育普及活動を通して科学や技術等の分野に親しみ、知識を培い、学ぶ場を提供する事を目的とする

(会員)

第3条 本会の会員は、メンバーと称し、次のとおりとする

- (1) 対象は4歳以上の個人とする
- (2) 有効期間は、年会費を納めた日から1年後の同日までとする
- (3) 料金区分は、申し込み時の満年齢に相当する区分とする。

(入会)

第4条 本会への入会手続きの受付は科学技術館の開館日の最終入館時刻までとする

- 2 入会をするには、本会則に同意のうえ所定の手続きを経て年会費を納める
- 3 納入された年会費は理由の如何に関わらず返金できない
- 4 会員は入会金が納入された時点で入会とし、メンバーズカードを交付し、メンバーズIDを付与する
- 5 メンバーズカードに記名されている本人に限り使用できる
- 6 メンバーズカードの貸与、譲渡はできない
- 7 メンバーズカードの盗難・紛失時は所定の手続きのうえ再発行する。この場合、再発行手数料税込500円を申し受ける
- 8 登録後の家族を含む他人への名義変更はできない
- 9 メンバーズカードの提示がなければ特典を受けることはできない

(継続)

第5条 会員が有効期間後も続けて入会を希望する場合、改めて入会手続きを行うものとする

(特典)

第6条 会員は有効期間中、次の特典を受ける

- (1) 科学技術館の無料入館
- (2) ミュージアムショップでの割引サービス(一部商品を除く。)
- (3) メンバー対象のイベントに応募、参加(参加費が発生する場合は会員負担、人数などに利用制限あり)
- (4) 本会と提携している博物館への割引入館

(定休および臨時休館等)

第7条 科学技術館の開館日と休館日は別に定める通りとする

2 天候、災害、その他の理由で臨時休館、営業時間の変更、入館制限(予約制等)、展示、各種イベント等の営業中止や利用制限を設ける場合がある。ただし、その場合でも会員期間の延長や年会費の減額・返金等は一切行わない

(届け出事項の変更)

第8条 会員は、住所・氏名・電話番号・メールアドレスに変更があった場合は速やかに事務局へ申し出る

(資格の損失)

第9条 本会は、会員が以下の各号に該当する場合には資格を取り消すことができるものとする。ただし、会員資格を喪失した場合も、本会に対する債務の支払いを免責されるものではない

- (1) 会員の目的に反した行為又は、他会員の品位を傷つける行為を行った場合

- (2) 死亡
 - (3) 科学技術館の運営を妨害する行為があった場合
 - (4) その他会員として不適当であると本会が認める場合
- 2 有効期間中に資格の取り消しにともなう一切の補償・返金はしない

(事務局)

第 10 条 本会に関する運営・事務取扱は、当財団が行う

- 2 本会の事務局を東京都千代田区北の丸公園 2 番 1 号 公益財団法人 日本科学技術振興財団に置く
- 3 事務局の最高責任者は、科学技術館運営部部門長とする

(個人情報)

第 11 条 本会の入会申込や教室参加申込を通じて得た個人情報については、当財団個人情報保護規定に準じ取り扱うものとする

(サービスの中断及び運営の停止)

第 12 条 本会は、次の各号の一に該当する場合、会員への予告なしに、サービスを中断し、又は本会の運営を停止することができる。

- (1) 科学技術館又は本会が、その運営を維持するために、緊急の作業を行う場合
- (2) 科学技術館が天災、人災等による被害を被った場合
- (3) その他非常事態が起こった場合

(その他)

第 13 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、当財団が最良と判断した方法で処理する。また、本会則を変更する必要があるときは、予告なしで変更する場合があります、この場合、会員には変更事項を通知する

附則

- 1 この会則は、2021 年 7 月 1 日に制定し、2021 年 7 月 20 日から実施する